特定非営利活動法人GWEI
審議会規則

（目　的）
第1条　この規則は、特定非営利活動法人GWEI（以下「この法人」という。）の実施する民間公益活動促進業務における資金分配事業に関して、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（任　務）
第2条　審査会議は、資金分配団体の選定に向けて必要な審査を行う。
2　資金分配団体の選定は、理事会が決定するものであり、審査会議は理事会決定に必要な事項 について整理するものである。

（構　成）
第3条　審査会議は、民間公益活動につき知見を持つ専門家又は有識者の中からこの法人の理事会で選任され、代表理事の委嘱を受けた委員で構成する。
2　審査会議は、民間公益活動促進業務に対する助成に対し設けるものとする。
3　審査会議の委員（以下「審査委員」という。）は、前項の審査会議ごとにそれぞれ 10 名以内とする。
4　審査委員については、資金分配団体若しくは民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 19 条第 2 項第 3 号イに規定される民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずる者は選任しない。
5　審査委員の委嘱の際には、その就任後、資金分配団体若しくは実行団体又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずるものに就任する場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとし、その場合辞職等利益相反防止のため必要な措置を求めることがある旨委嘱の条件を明示するものとする。

（任期等）
第4条　審査委員の任期は、原則として前条第 1 項の委嘱又は指定を受けたときから1年間とする。ただし、再任を妨げない。
2　審査委員の氏名は、原則として公開する。

（開催及び招集）
第5条　審査会議は、各理事が招集する。

（議　事）
第6条　審査会議の委員長は、第 3 条第 2 項の審査会議ごとに代表理事が委嘱する。
2　審査会議の審査に必要な場合には、申請者から説明を求めることができる。
3　前項の説明の聴取は、当法人の職員が行い、その結果を審査会議に報告する。

（理事会への報告）
第7条　委員長は、審査会議で整理した事項について、理事会に報告する。

（庶 務）
第8条　審査会議の庶務は、事業部が行う。

（改 廃）
第9条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附　則

1　この規則は、2025年 6月　6日の理事会決議により同年7月1日から施行する。

（別　表）理事の職務権限

項　目	決裁権者	
	代表理事	副代表理事
役　割	この法人を代表し、その業務を総理する。	代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
(1)事業計画案及び予算案の作成に関すること	○	
(2)事業報告案及び決算案の作成に関すること	○	
(3)人事及び給与制度の立案及び報告に関すること	○	
(4)重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
(5)規程案の作成に関すること	○	
(6)国内外出張に関すること	○	
(7)支出に関すること		
1件10万円以上	○	
1件10万円未満		○
(8)セミナー等事業の実施に関すること		○
(9)職員の教育・研修に関すること		○
(10)渉外に関すること		○
(11)福利厚生（役員含む）に関すること		○
(12)外部に対する文書発簡		
特に重要なもの（代表理事の印を要するもの）	○	
重要なもの（代表理事の印を要するもの）	○	
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○

（注）上記にかかわらず、副代表理事の不在時等、副代表理事がその決裁権限を行使できない場合において、代表理事が副代表理事に代わり決裁を行うことは差し支えない。